

遠野市馬事文化人材育成支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、藩政時代から馬産地として名を馳せてきた遠野市に残る、やぶさめや馬搬などの伝統技法のほか、近年注力しているスポーツホースとしての乗用馬生産の取組や、遠野の地域資源である馬を絶やすことなく、継続して地域の活性化に活用することを目的に、馬事文化の人材育成に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付対象となる事業内容、対象者及び経費並びにこれに対する補助額は別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(提出書類及び提出期限)

第3条 規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、次の表のとおりとする。

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	遠野市馬事文化人材育成支援事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	補助事業を開始しようとする日前14日まで
規則第6条の規定による書類	遠野市馬事文化人材育成支援事業変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4(5)号 第2号 第3号	補助事業を変更（中止・廃止）しようとする日前14日まで
規則第13条の規定による書類	遠野市馬事文化人材育成支援事業費補助金精算払請求書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 取得財産等調書 4 請求書及び領収書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	第6号 第2号 第3号 第7号	補助事業が完了した日から起算して14日以内

2 第1項に規定する書類の提出期限について、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、別に市長が定める日を提出期限とすることができる。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、補助事業の対象経費の30パーセントを超えない範囲で経費区分相互間の予算流用を行う場合をいう。

(申請の取下期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して8日以内とする。

(前金払)

第6条 補助事業者は、補助金の前金払を受けようとするときは、遠野市馬事文化人材育成支援事業費補助金前金払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは内容を審査し、相当と認めるときは補助金を前金払するものとする。

(補助対象事業の経理)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等を事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	馬事文化人材育成支援事業
補助対象者	民間団体（代表者が市内に住所を有すること）
補助の対象となる取組	遠野市内の在住者または同者が飼養管理する馬に対する下記取組を補助対象とする。 1 馬事文化継承のための担い手育成 2 大会出場に向けた競技馬及び人材の育成 3 上記取組に必要となる基盤の整備
補助対象経費とするもの	ア 報償費（講師謝礼） イ 旅費（指導員等講師旅費、研修旅費） ウ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費） エ 手数料（通信運搬費及び保険料） オ 委託料 カ 使用料 キ 工事請負費 ク 原材料費 ケ 備品購入費 コ その他市長が特に必要と認める経費
補助対象経費としないもの	ア 団体の構成員に係る人件費 イ 交流会の飲食費 ウ 補助対象経費とそれ以外の経費を明確に区別することができない経費 エ 事業の目的、社会通念等に照らし必要性が乏しいと判断される経費
補助額及び補助率	補助対象経費の総額の10分の10以内の額